

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 西成区役所市民協働課

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

区役所附設会館使用料【西成区】	整理番号	3	区分: 公債権(強制徴収できない)
-----------------	------	---	-------------------

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	—	円	28実績	—	円
29目標	—	円	29実績	112	円
			30目標		96 円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績 —	28実績 —	29目標 —	29実績 0.0%	30目標 —
	整理率	27実績 —	28実績 —	29目標 —	29実績 0.0%	30目標 —
過年度	徴収率	27実績 —	28実績 —	29目標 —	29実績 0.0%	30目標 0.0%
	整理率	27実績 —	28実績 —	29目標 —	29実績 15.4%	30目標 14.3%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

	合計	14 件	112 円	2 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	3 件	24 円	
	28年度以前賦課分	11 件	88 円	

回収債権

- ①処分したもののうち、換価前のもの
- ②分納誓約・徴収猶予等
- ③交渉中

計	0 件	0 円
	件	円
	件	円
	件	円

整理債権

- ④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの
- ⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの
- ⑥時効年限を経過したもの
- ⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの
- ⑧当該債権について破産による免責決定があるもの
- ⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの
- ⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの

計	14 件	112 円
	件	円
	14 件	112 円
	件	円
	件	円
	件	円
	件	円

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度

- A: 目標を達成
- B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
本市債権管理・回収アドバイザーの意見を聴取。	その意見を踏まえ、地方自治法施行令第171条の5第3号及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を実施。



課題	改善策
-	-

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
-	-



課題	改善策
-	-

6. 30年度の取組内容（5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

○現年度分□

-

○過年度分

未徴収となっている本債権は、地方自治法施行令第171条の5第3号及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を行っている。
本債権の時効期間は地方自治法第236条により5年であり、今後、時効が完成するものについて、不納欠損処理を行う。

（参考）29年度実績及び30年度目標の他都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）

-